

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日に休日は、
がと日は、
当たる翌日)

目次

◇条例 職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例(人事課)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部

を改正する条例(職員厚生課)

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例(障害福祉課)

鳥取県立自然公園条例の一部を改正する条例(自然保護課)

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部

を改正する条例(経営指導課)

鳥取県官企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(企業局総務課)

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡

視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例(警務課)

公布された条例のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

一 公務で外国旅行中の非常勤の職員について、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給で療養上相当と認められるものについても、療養補償として行う療養することとした。

二 この条例は、公布の日から施行し、平成六年六月二十四日から適用することとした。

◇鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

一 入院時の食事療養に係る費用のうち本人負担の部分については、助成の対象としないこととした。(第三条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 1 この条例は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県立自然公園条例の一部を改正する条例

一 県立自然公園の保護及び利用に関する事項

1 特別地域における行為の制限(新第十二条関係)

特別地域内においては、次に掲げる行為についても、知事の許可を受けなければしてはならないこととした。

(一) 鉱物を掘探し、又は土石を採取すること。

(二) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(三) 広告物、立看板、標識その他これらに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告案内その他これらに類するものを工作物等に表示すること。

(四) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(五) 高山植物その他これに類する植物で知事が指定するものを損傷するこ

と。

(六) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区

域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

2 普通地域における行為の制限 (新第十三条関係)

(一) 普通地域 (県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域をいう。) 内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に届け出なければならないこととした。

(1) その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(3) 広告物、立看板、標識その他これらに類する物を工作物等に表示すること。

(4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(6) 土地の形状を変更すること。

(二) (一)に係る禁止等の命令、届出後三十日間の着手制限、適用除外行為等について所要の規定を設けることとした。

3 原状回復命令等 (新第十四条関係)

知事は、1及び2の(二)に係る禁止等の命令に違反した者に対しても、原状回復等を命ずることができることとした。

二 公園事業に関する事項 (新第八条～新第十条関係)

1 公園事業は、知事が決定し、県が執行することとした。

2 国及び地方公共団体以外の者は、知事の承認を受けて、公園事業の一部を執行することができることとした。

3 公園事業の執行に要する費用は、法律又は他の条例に別段の規定がある事業を除き、公園事業を執行する者の負担とすることとした。

三 その他の事項

1 罰則 (新第二十条～新第二十三条関係)

一により追加した行為制限等に係る罰則について定めることとした。

2 その他

目的、定義等について所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

1 この条例は、平成6年十二月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

3 この条例の施行後三年を経過したときの見直しについて定めることとした。

◇鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

一 農業改良普及所の名称を地域農業改良普及センターに改めることとした。

二 この条例は、農業改良助長法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇鳥取県農業改良普及所の設置等に関する条例の一部を改正する条例
一 次の発電施設の最大出力を変更することとした。(第四条関係)

名 称	最 大 出 力	
	現 行	改 正 後
小鹿第二発電所	五千百キロワット	五千二百キロワット
春米発電所	七千八百キロワット	七千九百キロワット

一 その他所要の規定の整備を行うこととした。
二 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

一 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正（第一条関係）

1 警察官に支給する被服の品目等の改正

(一) 警察官に支給する被服の品目に冬活動帽子、冬活動服、防寒服、冬ワイシャツ、冬ネクタイ及び冬活動ネクタイを加え、その員数及び使用期間を定めるとともに、外とう、ワイシャツ及びネクタイを支給する被服の品目から除くこととした。

(二) 勤務の性質により必要がない者に対しては、冬活動帽子、冬活動服等を支給しないことができるのこととした。

(三) 警察官に任命後初めて支給する場合には、冬服、冬ワイシャツ等の員数を増加して支給することとした。

2 私服用被服の品目等の改正

私服用被服の品目に、ワイシャツ及びブラウスを加え、その員数及び使用期間を定めることとした。

二 交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正

(第二条関係)

交通巡視員に支給する被服の品目、員数及び使用期間について、一の1の(一)及び(三)と同様の改正を行うこととした。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

条 例

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十七号

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例

職員団体の登録に関する条例（昭和四十一年八月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八項及び第九項」を「第九項及び第十項」に改める。

第五条中「第五十三条第六項前段」を「第五十三条第六項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県条例第二十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月
鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第四十六条の二」の下に「（船員である職員に関する部分に限る。）」
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成六年六月二十四日から適用する。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十九号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和四八年七月鳥取県条例第二十七号）の一部を次の
ように改正する。

第二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五
号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同号を同項第四
号とし、同項中第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とする。

第三条第一項中「費用」の下に「入院時の食事療養に係る費用を除く。」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例
による。

鳥取県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十号

鳥取県立自然公園条例の一部を改正する条例

鳥取県立自然公園条例（昭和三十八年三月鳥取県条例第二号）の一部を次のように改
正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 指定（第四条・第五条）

第三章 公園計画及び公園事業（第六条—第十条）

第四章 保護及び利用（第十一条—第十七条）

第五章 雜則（第十八条・第十九条）

第六章 罰則（第二十条—第二十三条）

附 則

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の

増進を図り、もつて県民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。

第二条中「当該各号」を「それぞれ當該各号」に改め、同条第一号中「すぐれた」を「優れた」に、「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条に次の二号を加える。

三 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、県立自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。

第十六条を第二十三条とし、同条の前に次の二条を加える。

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第五項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第十五条第一項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十五条を削る。

第十四条第一号中「第七条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条第一号中「第八条」を「第十二条」に改め、同条に次の二号を加える。

三 第十三条第一項の規定による処分に違反した者

第十四条を第二十一条とする。

第十三条中「第九条」を「第十四条」に改め、同条を第二十条とする。

第十二条の見出しを「(規則への委任)」に改め、第五章中同条を第十九条とし、同条の前に次の二条を加える。

(損失の補償)

第十八条 県は、第十二条第三項の許可を得ることができないため、第十二条の規定により許可に条件を附せられたため、又は第十三条第一項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

第十二条第二項中「第三条第一項及び第三項」を「第四条第二項及び第三項」に改め、第四章中同条を第十七条とする。

「特別地域」を「県立自然公園の区域」に、「第七条第三項各号」を「第十二条第三項

各号若しくは第十三条第一項各号」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(国の機関等に関する特例)

第十六条 国の機関又は地方公共団体(以下「国の機関等」という。)が行う第十二条第三項各号に掲げる行為については、同項の規定による許可を受けることを要しない。

この場合において、当該国の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 国の機関等は、第十二条第四項若しくは第五項の規定により届出を要する行為をしたとき、又は第十三条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

3 知事は、第十三条第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、風景の保護のためにとるべき措置について協議を求めることができる。

第九条中「第七条第三項の規定又は前条」を「第十二条第三項の規定、第十二条」に改め、「条件」の下に「又は前条第二項の規定による処分」を加え、「代るべき」を「代わるべき」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の二条を加える。

(普通地域)

第十三条 県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事にその旨を届け出なければならない。

一 その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)。

二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

三 広告物、立看板、標識その他これらに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告、案内その他これらに類するものを工作物等に表示すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

- 五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 六 土地の形状を変更すること。
- 2 知事は、県立自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 3 前項の处分は、第一項の届出をした者に対するもので、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。
- 4 知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
- 5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 6 知事は、県立自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- 7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 一 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為で規則で定めるもの
- 二 公園事業の執行として行う行為
- 三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- 四 県立自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為
- 五 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 第八条を第十二条とする。
- 第七条第二項中「第三条第二項及び第三項」を「第四条第一項及び第三項」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項各号を次のように改める。
- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

- 二 木竹を伐採すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 四 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 五 広告物、立看板、標識その他これらに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告、案内その他これらに類するものを工作物等に表示すること。
- 六 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 七 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
- 八 高山植物その他これに類する植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- 九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 第七条第四項を次のよう改める。
- 4 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 第七条に次の二項を加える。
- 5 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 6 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。
- 一 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為で規則で定めるもの
- 二 公園事業の執行として行う行為
- 三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- 三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- 第七条を第十一条とする。
- 第三章の章名を次のように改める。
- 第三章 公園計画及び公園事業
- 第六条を第七条とし、第二章中同条の次に次の二条を加える。

(公園事業の決定及び執行)

第八条 公園事業は、知事が決定し、県が執行する。ただし、国又は県以外の地方公共団体が法律又は他の条例の定めるところにより公園事業の一部を執行することを妨げない。

2 国及び地方公共団体以外の者は、知事の承認を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

3 前項の規定による承認の手続及びその承認を受けて行う公園事業の執行に関する必要な事項は、規則で定める。

(公園事業の執行に要する費用)

第九条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。(適用除外)

第十条 前条の規定は、公園事業のうち、法律又は他の条例にその執行に要する費用に

関して別段の規定がある事業については、適用しない。

第五条を第六条とする。

第二章中第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第一章中第二条の次に次の二条を加える。

(県等の責務)

第三条 県、市町村、事業者及び県立自然公園の利用者は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならぬ。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成六年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の鳥取県立自然公園条例第七条第三項の規定による許可を要しなかつた行為でこの条例による改正後の鳥取県立自然公園

条例(以下「改正後の条例」という。)第十一一条第三項の規定による許可を要することとなつたもののうち、この条例の施行の際現に着手しているものについては、同項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に着手している行為で改正後の条例第十三条第一項の規定による届出を要することとなつたものについては、同項の規定は、適用しない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後三年を経過したときは、改正後の条例の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成6年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十一号

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する

条例

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則の表以外の部分中「農業改良普及所」を「地域農業改良普及センター」と改める。

本則の表中「鳥取農業改良普及所」を「鳥取農業改良普及センター」に、「八頭農業改良普及所」を「八頭農業改良普及センター」に、「氣高農業改良普及所」を「氣高農業改良普及センター」に、「倉吉農業改良普及所」を「倉吉農業改良普及センター」に、「東伯農業改良普及所」を「東伯農業改良普及センター」に、「西伯農業改良普及所」を「西伯農業改良普及センター」に、「米子農業改良普及所」を「米子農業改良普及センター」に、「日野農業改良普及所」を「日野農業改良普及センター」に改める。

附
則

この条例は、農業改良助長法の一部を改正する法律（平成六年法律第八十七号）の施行の日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年十月十一日

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県条例第三十二号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十一月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

一部を次のよう改正する

第四条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項の表中

三千六百キロ
五千百キロワ
七千八百キロ
四千三百キロ
五千キロワツ

ト	ワツト	ワツト	ワツト
ワツト			
	を		
		三	千六百キロワツ
五	千二百キロワツ	七	千九百キロワツ
四	千三百キロワツ	五	千五百キロワツ
五	五千キロワツ	四	四千五百キロワツ

鳥取県条例第三十三号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年十月十一日

鳥取県知事 西尾邑次

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

(警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正)

第一条 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

夏帽子	一個	十六月
-----	----	-----

夏帽子
一個
十六月
冬活動帽

イシャツ	クタイ	クタイ	クタイ	クタイ	クタイ
一着	一着	一着	一着	一着	一着
四月	四月	四月	四月	四月	四月

ワイシャツ	ネクタイ	ワイシャツ	一着
一着	一本	一本	一本
四月	四月	四月	四月

手袋
一組
十二月

手袋
二組
十二月

の下に「、冬服」を加え、「、ワイシャツ」を「、冬ワイシャツ」に改め、「三着」の下に「冬ネクタイ及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

に改め、同表の備考中「場合には」
」